

令和 2 年 11 月 11 日
警察庁長官官房会計課

指名停止概要

1 指名停止業者

有限会社矢島工業
埼玉県川越市谷中21

2 指名停止期間

令和 2 年 11 月 11 日～令和 3 年 8 月 10 日までの間（9 月）

3 事実概要

当該業者は、令和元年度中に契約締結した「警察庁宿舎外構改修工事」等において、東日本建設業保証株式会社と前払金保証契約を締結していないにもかかわらず、同社が発行したかのように装った前払金保証証書を用いて前払金請求を行い、前払金を振り込ませた。

4 指名停止理由

上記のことは、「指名停止審査委員会設置要綱」（平成 29 年 4 月 3 日付け警察庁丁会発第 266 号長官官房会計課長通知）別添 2 「警察庁における物品調達及び工事請負契約等に係る指名停止措置要領」別表 1 第 15 号に該当する。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 前各号及び別表 2 に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内